

食品公害問題における被害構造

-油症事件を事例として-

立正大学 堀田恭子

1. 目的

本報告は、日本で1968年、台湾で1979年にそれぞれおきた油症事件を事例として食品公害問題の被害構造を明らかにする。油症事件とは、「米ぬか油」に混入されたPCBおよびダイオキシン類を原因とし、全身に多数の症状をもたらした食中毒事件である。食品公害と称されながらも公害病として国に指定されていない油症において、その被害構造はどのようなものなのか。他の公害病(いわゆる四大公害病)の被害構造とはどう違うのか。食品公害問題としての被害構造の特性はあるのか等を考察する。さらに食品公害問題における被害構造論の有効性とその限界、また救済制度構築の遅れについても、被害構造から考察する。

2. 方法

被害構造論を駆使しながら、2006年以降実施してきたカネミ油症事件における関係対象者の方々へのヒアリングデータならびに関連調査、さらに2013年以降実施してきた台湾油症事件の関係対象者の方々へのヒアリングデータならびに関連調査をもとに報告をする。

3. 結果

食品公害問題である油症事件の被害の実態に関しては、身体的側面では全身病であること、世代を超えた被害(経世代被害)をもたらすことが確認された。社会的な側面としては特に日本において地域集積性が弱いことなどが明らかにされた。四大公害病における被害構造とほぼ類似していたが、その特性を現段階であげるとするならば地域集積性が弱いことと経世代被害の存在であった。日本の離島や台湾での盲学校の寮生活での被害、同じく台湾での工場での住み込みにおける被害においては、多少なりとも地域集積性は存在したが、油症事件全体で見ると少数の事例であった。

4. 結論

身体的被害が、家族内の役割変化や、収入減等による家計構造の変容等をもたらすことは、他の公害病とほぼ同じ展開であった。しかしながら、「米ぬか油」の流通経路が店舗などを通じて入手された食品公害は、日本における他の公害病でみられた地域集積性を主たる特性としていなかった。つまり、被害者は油症という病の症状等に関する情報収集が困難な状況であったことが推測される。場合によってはそのことが被害の顕在化の遅れにもつながっていく。さらに被害者たちが自分たちだけで結集し、被害者運動へと展開していくことの困難さが存在したことも意味する。

すなわち食品公害問題において地域集積性が弱いということは、被害の顕在化を遅らせ、救済制度構築の遅れにもつながっていく可能性をもつ。また油症事件は世代を超えた被害も現実に存在する。しかし、被害構造論ではあくまでも一つの世代の幅をもった分析装置であり、そこに被害構造論の限界が存在する。被害構造論に数世代分の時間の概念を入れることで、はじめて油症事件の被害構造の提示が可能となるが、世代を超えた被害の連鎖を被害構造で提示すべきか否かという点も含め、それらは今後の課題となる。

本報告は日本学術振興会科研費補助金基盤研究(c)「油症事件の被害構造と油症被害者の受容克服過程に関する社会学的研究」(代表:堀田恭子、課題番号25380705)および同基盤研究(B)「日本及びアジア・太平洋地域における環境リスクと環境的公正の比較環境社会学的研究」(代表:寺田良一、課題番号23330168)による研究成果の一部である。